

## 多久市食の自立支援事業業務委託仕様書

### 1 件 名 多久市食の自立支援事業

### 2 業務目的

多久市食の自立支援事業実施要綱に基づき、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又はこれに準ずる世帯であって、老齢、心身の障害、傷病その他の理由により買い物又は食事の調理が困難で見守りが必要と多久市が判断した利用者に対して、日々の安否の確認（以下「サービス」という。）を行うことで、要援護高齢者等が健康で自立した生活を送ることを支援し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 3 サービス内容

- （1）受託者は、1月1日から1月3日までを除く、多久市が利用者ごとに指定する日時に利用者の見守りを行う。なお、自然災害等により業務従事者に危険が生じる場合や本業務が実施できない状態となった場合は、多久市と協議のうえ中止することができる。
- （2）利用者の不在や異常等があった場合は、緊急連絡先および市へ連絡する。
- （3）利用者が食事の配達を希望するときは、受託者と利用者で食事の内容を協議し、受託者の責任の範囲において配達する。

### 4 委託期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで。

### 5 委託料

- （1）多久市が支払う委託料はサービス1回につき300円（税込）を限度とする。
- （2）受託者は利用者毎の利用日と利用回数が確認できる事業報告書を毎月月末締めで翌月10日までに多久市に提出し、委託料を請求するものとする。
- （3）多久市は、委託料を受託者の請求に基づき、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

### 6 利用料

- （1）多久市の委託料を超える費用については、利用者の負担とする。
- （2）前号の利用者の負担する費用は、利用者から受託者へ支払うものとする。
- （3）配達する食事の内容及び料金については、事前に多久市の承諾を必要とし、変更する場合は、事前に多久市の承諾を得ること。

### 7 サービスの併用

多久市が指定した日時以外に同様のサービス及び他の関連サービスの費用は、利用者が全額負担することで併用可能とし、併用するサービスの契約や関連する手続きは受託者と利用者で直接行うものとする。

なお、受託者以外の他の類似事業を行う事業者のサービスについても併用可能とすること。

8 現地調査等

多久市は、必要があると認めるときは、事業の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

9 安全管理体制の整備及び事故等への対応

事故防止及び業務の安全な実施のために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備する。業務実施中に参加者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、受託者の責任において適切に対処し、直ちに多久市に報告する。

10 その他

この仕様書に記載がない事項については、多久市と受託者で協議のうえ決定する。